

経営体強化機械導入助成事業申請について

◎注意事項にご留意の上、下記の書類を申請窓口までご提出ください。

- (1) 様式第1号(事業計画書)
- (2) 機械・施設所有状況確認票
- (3) 様式第2号(資金計画書)
- (4) 機械導入計画問診票
- (5) 確定申告書の写し(過去3年間分)

<注意事項>

◎認定農業者・認定新規就農者は、認定を受けた際の経営改善計画若しくは青年等就農計画と整合が取れる形でご記入ください。

◎補助対象額は、土地利用型農業の機械購入価格の3分の1以内(更新による下取額がある場合は、購入価格からこれを控除した額が補助対象)になります。

※200万円を上限とします。

◎国・県の制度事業に該当する場合は、そちらを優先適用するため、本事業の対象とはなりません。

◎営農集団からの申請の場合は、1年につき同一の営農集団からは1申請のみ可能となります。同組織への同種機械の導入助成は、その耐用年数内は原則行わないため、組織内で事前に調整を行い申請ください。

※補助決定後、営農集団の承諾書を提出して頂きます。

◎1社以上の見積書を取得してください(更新による下取り価格がある場合は、見積金額に必ず反映させてください)。

※見積金額の適正化を図るため見積書の提出が必要となります。

◎課税事業者に該当するかの確認を行いますので、過去3年間分の確定申告書の写しを提出してください。

◎本事業は精算払いになります(自己資金もしくは融資により導入機械代の支払いを完了させていただき、機械導入後に補助金交付となります)。

◎交付決定後は速やかに事業に着手していただき、遅くとも11月初旬までには機械の導入を完了してください。

◎機械導入後、2週間以内に支払を完了していただく必要があります。

※交付決定後の機械導入が対象となります(事前導入不可)。

◎本事業は、より広く農業者の方へ支援することを目的とするため、これまでに事業の採択を受けていない方・団体を優先しますので、ご了承ください。

(申請期間) 令和7年7月1日(火)～令和7年7月31日(木)

(申請窓口) 延岡市 総合農政課 22-7073

J Aみやざき 延岡地区本部 営農振興課 23-1891